

第1号様式（第6条関係）

さつま町農地利用最適化推進委員 推薦申込書（一般推薦書）

1 被推薦者（推薦を受ける者）

ふりがな	こうし たろう				
氏名	神子 太郎				
性別	<input checked="" type="radio"/> 男	・女	年齢	55歳	職業 農業
住所	〒895-0000 さつま町〇〇 1234番地5				
電話番号	(0996) 〇〇 - 〇〇〇〇				
経歴	年 月 日	職名、役職名等			
	昭和〇〇年4月～現在	農業 従事			
	昭和〇〇年3月	〇〇高等学校 卒業			
	平成〇〇年〇月〇日～現在	北さつま農業協同組合 理事			
	平成〇〇年8月1日～現在	さつま町農業委員会 農地利用最適化推進委員			
農業経営の状況	営農類型 該当するものに○をし、()内に具体的な作目を記入してください。(複数選択可)	<input checked="" type="radio"/> 水稲 <input type="radio"/> 茶 <input checked="" type="radio"/> 野菜 果樹 花き 畜産 筍 その他 主要な作目 (トマト)			
	耕作面積・頭羽数 (品目ごとに記載してください)	水稲 150アール トマト 30アール			
抱負	※農地利用最適化推進委員就任にあたっての抱負を記載してください。(例：担い手への集積・集約の推進、遊休農地の発生防止及び解消、農業への新規参入の推進など)				
推薦する区域 ※該当する区域にチェックを入れてください。 (複数選択可)	宮之城 (<input type="checkbox"/> 宮之城屋地、 <input type="checkbox"/> 虎居、 <input type="checkbox"/> 時吉、 <input type="checkbox"/> 船木、 <input type="checkbox"/> 柵野、 <input type="checkbox"/> 平川、 <input type="checkbox"/> 湯田、 <input type="checkbox"/> 佐志、 <input type="checkbox"/> 山崎、 <input type="checkbox"/> 久富木、 <input type="checkbox"/> 二渡、 <input type="checkbox"/> 白男川、 <input type="checkbox"/> 泊野) 鶴田 (<input type="checkbox"/> 鶴田、 <input checked="" type="checkbox"/> 神子、 <input type="checkbox"/> 柏原、 <input type="checkbox"/> 紫尾) 薩摩 (<input type="checkbox"/> 求名、 <input type="checkbox"/> 中津川、 <input type="checkbox"/> 永野)				

2 推薦者

ふりがな	つるた いちろう				
(代表者) 氏名	鶴田 一郎				
性別	男	・ 女	年齢	55 歳	職業 農業兼会社員
住所	〒895-0000 さつま町 〇〇 5432番1				
電話番号	(0996) 〇〇 - 〇〇〇〇				
推薦する理由 (200字程度)	<p>※被推薦者を推薦する理由について、200字程度で記載してください。 <理由の例> 被推薦者は、さつま町内を活動エリアとする北さつま農業協同組合の理事を歴任している。地域特産の米やトマトの栽培を精力的に展開され、地域の担い手農家からの人望も厚い。また、農協活動を通じて地域の農業や農家情報に精通しており、担い手への農地集積や遊休農地の未然防止、解消等、農地の利用に関する最適化等、農業委員会業務に大きく貢献されると考えられるため、推薦する。</p>				
<p>さつま町農業委員会会長 様</p> <p>私は、前記1の者をさつま町農地利用最適化推進委員として推薦します。 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日</p> <p>氏名 (署名又は記名押印) 鶴田 一郎</p>					

3 被推薦者 (推薦を受けるもの) の同意

<p>さつま町農業委員会会長 様</p> <p>私は、さつま町農地利用最適化推進委員の推薦を受けることに同意します。</p> <p>令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日</p> <p>氏名 (署名又は記名押印) 神子 太郎</p>
--

- 《添付書類》
- ①被推薦者 (推薦を受ける者) の住民票 (発行後3ヶ月以内のもの)
 - ②個人情報等の取り扱いに関する同意書
 - ③推薦をする者の追加用紙
- 《その他》
- ①この推薦申込書の情報は、農業委員会等に関する法律施行規則第6条に基づき、住所及び連絡先を除きすべて公開することになります。
 また、提出された書類については、返却いたしません。